

土地所有者及び管理者の皆様へ

平成21年4月1日より

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例が施行されます。

産廃・土砂に関する不適正な処理が発生しないように、
所有地等の管理を徹底して下さい。

【土地所有者等の責任について】

土地所有者等（土地の所有者、占有者又は管理者など）がその土地の管理を怠ったり、使用用途や事業計画について十分な確認を行わないまま賃貸借契約を結ぶなど、安易に土地を貸した結果、産業廃棄物や土砂の不適正な処理が行われ、周辺的生活環境に支障が生じたり、生活の安全を脅かすような事例が起っています。

このような場合、土地所有者等が果たさなければならない責任を果たすことにより、不適正な処理の未然防止や早期解決を図れることも少なくありません。このような状況から、本条例では土地所有者等の責務を定め、責務を果たさない場合の勧告・措置命令についても条例で定めています。

土地所有者等の責務

土地所有者等は、産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理を防止し、生活環境の保全を図るため、次の責務を果たさなければなりません。

- 1 産業廃棄物及び土砂等の処理を行う者にその所有地等を使用させようとするときは、不適正な処理が行われないよう配慮するとともに、不適正な処理を行うおそれがある者に対してその所有地等を使用させることのないようにしなければならない。
- 2 所有地等において不適正な処理が行われていることを知ったときは、県又は関係機関への通報その他地域の生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所有地等を他の者に使用させる場合であって、その所有地等で不適正な処理が行われていることを知ったときは、土地の使用者への警告、県又は関係機関への通報その他不適正な処理の是正及び適正な処理が行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 県が実施する産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

土地所有者等への指導・勧告（産業廃棄物の保管）

知事（和歌山市にあっては市長。以下同じ。）は、次に示すとおり、土地所有者等に対して勧告することができます。

- （1）産業廃棄物の保管を行っている者に勧告を行ったが正当な理由なく勧告に従わなかったとき、その保管を行う者によって産業廃棄物の適正保管が行われるようにするための措置を講ずべき旨を勧告できる。

(2) 廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理基準（又は特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分がされたときは、上記「土地所有者等の責務」2及び3に関する措置を講ずべき旨を勧告することができる。

※(2)の場合、勧告内容に正当な理由なく従わなかったときは、知事は、勧告を受けた者の氏名及び住所・勧告の対象となった土地の所在及び地番・勧告の内容を公表することができます。

土地所有者等への措置命令（土砂等の埋立て等）

知事は、次に示すとおり、土地所有者等に対して措置命令を行うことができます。

- (1) 土壌基準に適合しない土砂等を使用する目的の事業者に土地を使用させた土地所有者等に対し、土壌汚染及び水質汚濁の防止のために必要な措置を命ずることができる。
- (2) 防災上の措置を講じないおそれのある者に土地を使用させた土地所有者等に対し、災害防止のための必要な措置を命ずることができる。



このような指導や命令を受けないように、適切な土地の管理を行って下さい！！

1. 土地の日常管理について

廃棄物の運び込みは、通常、車で行われます。普段使用していない土地でも防止柵を設置するなど定期的に監視することが重要です。

また、少量でも廃棄物が放置されたままにしておくと、多量の廃棄物を不法投棄される原因となる場合が多いので、注意が必要です。

2. 土地の貸借について

土地の貸借を行うときは、事前に事業者から使用目的の説明を求め、安易に土地を貸さないようにして下さい。

また、契約は口頭ではなく、不適正処理防止や契約解除などに関する条項を盛り込んだ契約書を文書で作成しておくことが後のトラブルを防ぐうえで大切です。

3. 関係機関への通報などの措置について

不法投棄や不審な点を発見したら、すぐに保健所など関係機関に連絡して下さい。土地を賃貸している場合などは、契約の解除や侵入防止柵の設置などの措置をとることも必要です。